

## 固定資産を現に所有する者の申告書

令和 年 月 日

神 埼 市 長 様

旧納税義務(所有)者

住 所

氏 名

固定資産の所有者(納税義務者)が死亡しましたので、相続人協議のうえ、相続登記が完了するまでの間、神埼市税条例74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

また、この申告を行ったことを自分以外の相続人に対し、通知します。

## 記

相続人代表者(現所有者) 旧納税義務者との関係: \_\_\_\_\_

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

(T・S・H 年 月 日)

電話番号

## 代表者以外の相続人

※以下の欄には、相続人代表者の方以外の相続権を有する方を記入してください。

氏名	生年月日	続柄	住所または居所
	T・S H・R		

相続登記の状況  
又は予定  
○をつけてください

1. 登記完了済( 年 月 日)
2. 近日中に相続登記の手続きを行う予定です。( 年 月頃までに)
3. 法律が定める範囲内(相続の開始を知って、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内)で相続登記を行う予定です。

.....以下市役所確認欄.....

備考

※受付確認事項

要チェック

①名寄帳の印刷	証明発行画面より	
②管理人の確認	管理人であれば該当名寄せ印刷	有・無
③未登記家屋の確認	存在すれば未登記家屋届出書を提出してもらう	有・無
④口座振替情報確認	今後の納付方法確認。口座新規廃止あれば必ず納税係へ連絡する。	
⑤登記名義変更のご案内	ご自身で手続きをするか司法書士へ依頼する方法があることをお伝えする。	
⑥本申告書の写しの手渡し	申告者に対し、申告書の写しを手渡しする。	

※受領する書類

①納税義務者の死亡に伴う届出書(本書類)

②未登記家屋名義変更届け

③口座振替依頼書

有・無

有・無

受付印	旧宛名番号①		旧宛名番号②		旧宛名番号③		旧宛名番号④	
	新宛名番号①		新宛名番号②		新宛名番号③		新宛名番号④	
	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋
	千・脊	件	件	件	件	件	件	件
死亡日	入力日	相続登記	入力日	相続登記	入力日	相続登記	入力日	相続登記
年 月 日		済・未		済・未		済・未		済・未